

株主各位

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番4

株式会社 ティン

代表取締役社長 市野 諒

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては未だ終息の見通しが立っていない状況にありますので、本総会につきましては、適切な感染予防策を講じた上で開催させていただきます。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、健康状態に関わらず、できるだけ当日のご来場をお控えいただき、書面による議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上で、2022年6月23日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地
神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等の感染予防にご協力をお願いいたします。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tein.co.jp/ir.html>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、上期においては都市部を中心に新型コロナウイルス感染者が急増し、その後は減少に転じたものの、下期にはオミクロン株の大流行に伴い多くの地域でまん延防止等重点措置の発令と解除があり、また、海外の諸地域においても同様の様相を呈しておりますが、国内海外ともに社会活動と防疫との両立を目指す各種の対新型コロナウイルス政策の元で全体では回復傾向が見られるものの、なお感染拡大前の水準には至っておりません。そうした中、エネルギー価格や原材料価格の高騰によるインフレ懸念、さらにはロシアのウクライナ侵攻が経済活動に及ぼす影響など、先行きが極めて不透明な状況が続いております。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、引き続きWeb会議ツール等の有効活用により、新型コロナウイルス感染拡大に伴う渡航制限などに対応するとともに、限られたイベントや海外の一部地域で再開された展示会への積極的な参加、また新たな基幹製品となる「EnduraPro」シリーズを筆頭に、その他の定番製品も合わせた販売活動に力を注いでまいりました。他方、国内海外の各地域特性に適した各種の販売キャンペーンによる継続的な需要のこ入れや、新規に制作した展示什器による顧客訴求力の高い売場作りにも継続的に取り組んでまいりました。

なお、事業の継続を図りつつも従業員の安全を最優先として、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間に関わらず、普段からも勤務中の常時マスク着用や定期的な体温測定、またこまめなアルコールでの手指消毒に加え、積極的な在宅勤務や出勤率管理などの徹底した感染対策も継続的に実践しております。

研究開発活動につきましては、引き続き「EnduraPro」および「EnduraPro PLUS」のラインアップの拡充と合わせ、定番製品をベースとして一層の付加価値の向上を図りつつリーズナブルな価格実現のための新機構を取り入れた新製品を開発し販売を開始しました。

また、モータースポーツイメージの向上にも寄与する競技専用製品の開発や、次世代新製品に向けた各種の基礎研究なども並行して推し進めてまいりました。

これらの結果、売上高は4,971百万円（前期比251百万円、5.3%増）、営業利益は770百万円（前期比180百万円、19.0%減）、経常利益は990百万円（前期比129百万円、11.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は751百万円（前期比66百万円、8.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は539百万円であり、その主なものは「機械及び装置」であります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、全て金融機関からの借入により調達しております。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による社会や経済状況への影響は当面継続することが考えられる中、エネルギー価格や原材料価格の高騰によるインフレ懸念、海上輸送や中国でのロックダウンによる物流の混乱に加え、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の不安定化、さらには為替変動の及ぼす影響など、予断を許さない厳しい状況が続くものと考えられます。

当社グループといたしましては、人々の価値観や行動様式の変化がもたらされる新しい時代に向けて、引き続き新たな成長と財務体質の強化を図るべく、「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」のラインアップの拡充に傾注するとともに、多様化するユーザーのニーズに適合する各種ショックアブソーバー製品群の充実と販売活動をより一層強化し売上の向上に努めてまいります。また当社グループでしか生み出せない付加価値の創造により需要喚起を図るとともに、内製化の推進やフレキシブルな生産体制をさらに強化し、あわせて品質向上も推し進めてまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援にあらためて感謝を申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第36期 2019年 3月期	第37期 2020年 3月期	第38期 2021年 3月期	第39期 2022年 3月期
売 上 高 (百万円)	4,155	4,229	4,719	4,971
経 常 利 益 (百万円)	377	530	1,120	990
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	291	401	818	751
1株当たり当期純利益 (円)	56.03	77.28	157.57	144.69
総 資 産 (百万円)	6,004	6,096	7,214	7,914
純 資 産 (百万円)	3,324	3,549	4,449	5,312

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第36期 2019年 3月期	第37期 2020年 3月期	第38期 2021年 3月期	第39期 2022年 3月期
売 上 高 (百万円)	3,534	3,567	4,021	3,240
経 常 利 益 (百万円)	216	314	755	617
当期純利益 (百万円)	166	232	537	471
1株当たり当期純利益 (円)	32.15	44.69	103.48	90.87
総 資 産 (百万円)	5,671	5,653	6,228	6,102
純 資 産 (百万円)	3,121	3,270	3,719	4,040

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TEIN U. S. A., INC.	千USドル 900	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に米国における販売
TEIN UK LIMITED	千ポンド 300	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に欧州における販売
天御遠東国際貿易(北京)有限公司	千人民元 5,000	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
天御減振器製造(江蘇)有限公司	千人民元 62,008	% 100.0	当社の製品用資材調達の調査・調整、ならびに自動車用サスペンションの製造、販売

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 自動車部品および用品の製造、仕入、販売ならびに輸出入
- ② モータースポーツ用車両および部品の製造、整備、販売、レンタル
- ③ 自動車レースおよびラリーの出場受託

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本 社 工 場 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番4
営 業 所 横浜営業所 (神奈川県横浜市)、大
阪営業所 (兵庫県伊丹市)、仙台
営業所 (宮城県仙台市)

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
337 (69) 名	11名増 (9名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104 (63) 名	4名減	42.2歳	13.0年

(注) 使用人数は当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,007百万円
株式会社みずほ銀行	53百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,609,000株

(2) 発行済株式の総数 5,193,494株
(自己株式 206,506株を除く。)

(3) 株 主 数 1,149名

(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社イチノホールディングス	1,832,000株	35.2%
市 野 諮	772,300株	14.8%
藤 本 吉 郎	520,700株	10.0%
MSIP CLIENT SECURITIES	324,900株	6.2%
日本生命保険相互会社	166,400株	3.2%
大 西 康 弘	139,700株	2.6%
市 野 澄 恵	121,500株	2.3%
市 野 ル リ 子	86,000株	1.6%
小 島 恵 美 子	84,900株	1.6%
上田八木短資株式会社	83,900株	1.6%

(注) 持株比率は、自己株式（206,506株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

・自己株式の消却

当社は、2021年5月24日の取締役会決議に基づき、2021年6月30日付で、自己株式1,252,250株の消却を実施しております。

3. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	市野 諒	経理担当
専務取締役	藤本 吉郎	営業、国内各営業所担当 TEIN U. S. A. , INC. 取締役社長 TEIN UK LIMITED 取締役社長 天御減振器製造（江蘇）有限公司 董事長
専務取締役	古林 泰	海外特任担当 天御遠東國際貿易（北京）有限公司 董事長
取締役	那須 賢司	管理、人事担当
取締役	武井 共夫	市民総合法律事務所 所長
取締役	後藤 浩昭	海外特任担当
常勤監査役	土屋 雄二	
監査役	原 真志	原公認会計士事務所 所長
監査役	黒木 一郎	
監査役	佐藤 臣夫	佐藤臣夫税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役武井共夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役土屋雄二氏、原真志氏、黒木一郎氏、および佐藤臣夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原真志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐藤臣夫氏は、税理士の資格を有しており、税務および国際調査等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役武井共夫氏および監査役黒木一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は取締役武井共夫氏および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
7. 2021年6月23日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって社外監査役福元哲朗氏は辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 128,150千円(うち社外1名 4,050千円)

監査役 5名 12,720千円(うち社外5名 12,720千円)

- (注) 1. 取締役および監査役の報酬は常勤の場合は固定報酬および退職慰労金、非常勤の場合は固定報酬のみで構成しており、業績連動報酬、非金銭報酬等はおこなっておりません。
2. 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,650千円(取締役14,050千円、監査役600千円)が含まれております。
3. 監査役の個人別の報酬は株主総会の決議の範囲内で監査役の協議によって定めております。
4. 上記監査役の人数および報酬等の額には、2021年6月23日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名およびその支給額を含んでおります。
- なお、当事業年度末日現在の監査役の員数は4名(うち社外監査役は4名)であります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第36回定時株主総会において月額1,200万円以内(うち、社外取締役は月額100万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1991年2月25日開催の第7回定時株主総会において月額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 会社役員の報酬等の算定方法に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬の決定に関する方針は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、役位、職責ならびに在任期間などを総合的に勘案し、世間水準および経営内容に見合った水準であることと合わせて、従業員とのバランス

にも配慮し、適切、公正であることを旨としております。

また、社外取締役および監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であるという観点から、一定の金額を設定することにしております。

以上の方針を含む役員報酬内規を取締役会で決議し、この内規での定めに従い取締役会の委任を受けて、最終的に代表取締役社長の市野諒が取締役の個人別の報酬を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記に基づく検討がおこなわれているため、取締役会も基本的にこの決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長の市野諒に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループ全体の経営状況等を俯瞰しつつ最も熟知しており、総合的に各役員を担当業務を評価し報酬額を決定できると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役武井共夫氏は、市民総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役原真志氏は、原公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役佐藤臣夫氏は、佐藤臣夫税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況、および社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役 武井 共夫	<p>当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会においては活発な審議に積極的に参画するとともに、主に弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性および適正性を確保するための重要な発言等を適宜おこない経営を適切に監督いただいております。期待される役割を適切に果たしております。</p>
監査役 原 真志	<p>当期に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。</p>
監査役 土屋 雄二	<p>社外監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。他の上場企業における常勤監査役としての経験に加え、大手電機メーカーにおける生産管理や経営管理システム等の開発や導入指導等の経験から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議長として適正な議事進行をおこなうとともに、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。</p>

氏 名	出席状況、発言状況、および社外取締役期待される役割に関しておこなった職務の概要
監査役 黒 木 一 郎	<p>当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に神奈川県警察本部警視長等歴任の経験から経営監視全般にわたる客観的な視点で、取締役会の意思決定における妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。</p>
監査役 佐 藤 臣 夫	<p>当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての専門的知見と東京国税局における国際調査等の豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。</p>

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。
2. 社外監査役土屋雄二氏につきましては、2021年6月23日就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,600千円
当会社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行の具体性および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証をおこなった上で、会計監査人の報酬の額等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち天御遠東国際貿易（北京）有限公司、および天御減振器製造（江蘇）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性その他について総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、会社法に定める善管注意義務、忠実義務に則り職務を執行する。
- ・社会の一員として遵守すべき事項を定めた企業倫理基準を定め、これを行動規範として職務を遂行する。
- ・社内における法令順守に反する問題や不正行為等の把握に努めるため、内部通報の窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る議事録、稟議決裁書類、その他の文書等の情報については、法令ならびに当社の文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により適切に保存および管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・経営に重大な影響を与えるリスクに対しては、危機管理規程、個人情報管理規程、その他の関連諸規程に従い管理して損失の早期発見、未然防止あるいは拡大防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・効率的な職務執行を確保するため、職務権限規程により取締役と使用人の職務の権限等を定めるほか、取締役会および経営企画会議を毎月1回の定時または必要に応じて臨時で開催し、業務執行において共有すべき情報の交換をおこなう。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、企業理念および企業倫理基準、ならびに金融商品取引法に基づく内部統制、または情報ネットワーク等をグループ全体で共有し、相互の緊密な連携を図るとともに、海外子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス

体制を推進する。

- ・当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受ける。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・経理についての規程を適切に整備・運用し、法令および会計基準に従って適正な会計処理をおこなう。
- ・金融商品取引法の定めに従い健全な内部統制環境の保持に努めるとともに、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会が監査役の職務を補助する使用人を求めた場合には、監査役会と協議の上で必要な人員を配置する。
- ・監査役の職務を補助する使用人を配置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等に関しては事前に監査役と協議の上で決定する。
- ・当該使用人は、監査役から特段の指揮命令があった場合は、これに従わなければならない。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの、取締役および使用人は、会社の業務や財務に重大な影響を及ぼす事実またはその恐れのある事実、あるいは重大な法令または定款違反もしくは不正行為の事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告する。
- ・当社グループは、上記の報告をおこなった取締役および使用人に対して、当該報告をおこなったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

- ・内部監査室は、監査計画、実施状況、結果等について定期的あるいは随時に監査役に報告する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が職務の執行において必要な費用の前払い等の請求をしたときは、その適正性や妥当性に十分留意の上で速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、意見を陳述するほか、経営企画会議その他重要な会議に出席し、意見を陳述することができる。
 - ・監査役は、重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類を閲覧および調査し、必要に応じて取締役または使用人に対し説明を求めることができる。
 - ・代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的あるいは随時に監査役と意見交換をおこなう。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社グループは企業倫理基準において、「テインに属する全ての者は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、また不当な要求に際しては毅然とした態度で臨む。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
 - ・普段より、管轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図り、反社会的勢力の排除に向けた社会的責任、および自社防衛の重要性を十分に理解し、これらとの関係を断絶した業務を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営成績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。また取締役会議事録、稟議書等は規程に基づき適切に保管し、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。
- ・経営企画会議を監査役も出席して12回開催し、執行業務のうち重要事項について情報の共有化を図るとともに組織的な意思決定をおこない、経営に重大な影響を及ぼすリスクの有無、早期発見、未然防止に努めております。また、定期的に海外子会社の現地責任者も出席し、各子会社の重要な職務執行の報告を受け、その確認をおこなっております。
- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、実施計画に基づき内部監査室がコンプライアンス体制を含む内部統制評価を実施しております。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示をおこなうことにより適正性の確保を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表
(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,749,760	流動負債	1,373,155
現金及び預金	1,439,899	買掛金	217,365
売掛金	369,660	1年内返済予定 の長期借入金	595,376
商品及び製品	1,233,975	製品保証引当金	5,333
仕掛品	252,820	その他	555,079
原材料及び貯蔵品	358,843	固定負債	1,228,805
その他	94,561	長期借入金	739,598
固定資産	4,164,893	役員退職慰労引当金	273,725
有形固定資産	3,672,517	退職給付に係る負債	165,276
建物及び 構築物(純額)	926,570	その他	50,205
機械装置及び 運搬具(純額)	1,345,205	負債合計	2,601,960
土地	1,070,533	(純資産の部)	
建設仮勘定	216,219	株主資本	5,020,020
その他	113,987	資本金	217,556
無形固定資産	29,189	資本剰余金	215,746
投資その他の資産	463,186	利益剰余金	4,653,771
繰延税金資産	108,394	自己株式	△ 67,053
その他	354,792	その他の包括 利益累計額	292,672
		為替換算調整勘定	292,672
		純資産合計	5,312,693
資産合計	7,914,653	負債純資産合計	7,914,653

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,971,355
売 上 原 価		2,828,979
売 上 総 利 益		2,142,375
販売費及び一般管理費		1,372,135
営 業 利 益		770,239
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	145,965	
助 成 金 収 入	49,013	
そ の 他	40,446	235,425
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,016	
そ の 他	2,823	14,839
経 常 利 益		990,826
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,183	6,183
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,229	
関 係 会 社 清 算 損	8,465	9,694
税金等調整前当期純利益		987,315
法人税、住民税及び事業税	234,394	
法人税等調整額	1,435	235,830
当 期 純 利 益		751,485
親会社株主に帰属する当期純利益		751,485

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	217,556	215,746	4,459,511	△ 473,569	4,419,244
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 150,613		△ 150,613
親会社株主に帰属する当期純利益			751,485		751,485
自己株式の取得				△ 95	△ 95
自己株式の処分			△ 406,611	406,611	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	194,260	406,516	600,776
当 期 末 残 高	217,556	215,746	4,653,771	△ 67,053	5,020,020

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	29,915	29,915	4,449,159
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 150,613
親会社株主に帰属する当期純利益			751,485
自己株式の取得			△ 95
自己株式の処分			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	262,756	262,756	262,756
当期変動額合計	262,756	262,756	863,533
当 期 末 残 高	292,672	292,672	5,312,693

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の状況
子会社は全て連結しております。
連結子会社の数 5社
連結子会社の名称
TEIN U. S. A., INC.
TEIN UK LIMITED
天御遠東国際貿易（北京）有限公司
天御減振器製造（江蘇）有限公司
宿遷天野貿易有限公司
当連結会計年度において、連結子会社であった天御香港有限公司は2021年9月30日に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用関連会社の数 1社
持分法適用関連会社の名称
TEIN Sales (Thailand) Co., Ltd.
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、以下の会社の決算日は12月31日であります。
天御遠東国際貿易（北京）有限公司
天御減振器製造（江蘇）有限公司
宿遷天野貿易有限公司
連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
棚卸資産
主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
主として定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については定額法）
 - ② 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) 重要な引当金の計上基準
役員退職慰労引当金
役員 の 退 任 に 伴 う 退 職 慰 労 金 の 支 給 に 備 え る た め 、 当 社 の 内 規 に 基 づ く 期 末 要 支 給 額 を 計 上 し て お り ま す 。
製品保証引当金
販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績に基づき必要額を計上しております。
 - (4) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決

算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

④ ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 収益および費用の計上基準

当社グループは、自動車用サスペンション製品の開発、製造、販売を主な内容とした事業を展開しております。

このような業務またはサービスの提供を一体の履行義務と識別しております。

これらの履行義務については、自動車用サスペンション製品の販売においては顧客との契約に基づき、顧客が製品の支配を獲得した時点（主として当該製品の引渡時点）で履行義務が充足され、一時点で収益を認識しており、主として1か月以内に対価を受領しています。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から、当該商品または製品の支配が顧客への移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しないことといたしました。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19

項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度に計上した金額 (単位:千円)

商品及び製品	1, 233, 975
--------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積の内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回っている棚卸資産の帳簿価額を、正味売却価額まで切り下げる会計処理を適用しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

「棚卸資産」のうち、長期滞留品における正味売却単価は、長期間経過後の販売による回収金額を把握することが困難なことから、過去の販売実績から原価に一定の掛率を乗じた金額が回収できるものと仮定しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「未払法人税」（当連結会計年度46,077千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「減価償却費」（当連結会計年度1,382千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保資産の内容およびその金額

建物 391, 174千円
土地 1, 070, 533千円

(2) 担保に係る債務の金額

短期借入金 595, 376千円
長期借入金 465, 632千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2, 593, 168千円

3. 保証債務

次の個人について、納税保証をおこなっております。

当社専務取締役 藤本吉郎 45, 246千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 5,400,000株
2. 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	150,613	29.00	2021年 3月31日	2021年 6月24日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186,965	36.00	2022年 3月31日	2022年 6月27日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当31円が含まれております。

3. 自己株式による事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,458,687	69	1,252,250	206,506

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。
自己株式の消却による減少 1,252,250株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取り組み方針
当社グループは、業績計画や設備投資計画等に必要な資金を確保しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引はおこなわない方針であります。
 - ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにその管理体制
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理をおこなうとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制としております。
営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものが、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内です。
借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項
 連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 ※1	1,334,974千円	1,335,227千円	253千円

※1 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入れをおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れをおこなった場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

区 分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当区分はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	1,335,227	—	1,335,227
負債計	—	1,335,227	—	1,335,227

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,022円95銭
2. 1株当たり当期純利益	144円69銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自動車用サスペンションの製造・販売事業(注)
日本	2,027,463
米国	1,095,962
中国	709,505
アジア・オセアニア	766,715
その他	371,709
顧客との契約から生じる収益	4,971,355
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,971,355

(注) 当社グループは、自動車用サスペンションの製造・販売事業の単一セグメントであります。

2. 当該連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期首残高および期末残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債に関する情報は以下のとおりであります。連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」であり契約資産はありません。また、契約負債は、流動負債の「その他(前受金)」に含まれております。

(単位：千円)

	期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	369,660
契約負債	70,233

(2) 履行債務の充足の時期と支払時期の関係ならびに契約資産および契約負債の残高に与える影響

契約資産はありません。履行債務の充足される自動車サスペンション製品に関する対価は、顧客が当該製品を引き渡した時点から概ね1か月以内に受領しております。

契約負債は主に、顧客から受け取った自動車サスペンションの前受対価に関連するものです。なお、契約負債は、当該製品の引渡時に履行債務が充足し、売上高へ短期間で振替がなされます。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える取引はありません。なお、個別の契約期間が1年以内と見込まれる取引は実務上の便法を使用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,270,288	流動負債	1,107,991
現金及び預金	811,271	買掛金	231,359
売掛金	535,932	1年内返済予定 の長期借入金	595,376
商品及び製品	494,567	未払金	92,898
仕掛品	31,445	未払費用	137,444
原材料及び貯蔵品	135,057	前受金	39,923
前払費用	6,196	預り金	5,656
その他	255,817	製品保証引当金	5,333
固定資産	3,831,993	固定負債	953,684
有形固定資産	1,589,164	長期借入金	465,632
建物	391,174	退職給付引当金	165,276
構築物	10,235	役員退職慰労引当金	273,725
機械及び装置	81,206	長期預り保証金	49,050
車両及び運搬具	10,698	負債合計	2,061,676
工具、器具及び備品	13,184	(純資産の部)	
土地	1,070,533	株主資本	4,040,605
建設仮勘定	12,132	資本金	217,556
無形固定資産	6,891	資本剰余金	215,746
ソフトウェア	5,290	資本準備金	215,746
その他	1,601	利益剰余金	3,674,356
投資その他の資産	2,235,937	利益準備金	33,884
関係会社株式	193,586	その他利益剰余金	3,640,472
関係会社出資金	1,102,393	別途積立金	2,400,000
関係会社長期貸付金	642,661	繰越利益剰余金	1,240,472
長期前払費用	388	自己株式	△ 67,053
繰延税金資産	30,727	純資産合計	4,040,605
その他	266,180	負債純資産合計	6,102,281
資産合計	6,102,281		

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,240,982
売 上 原 価		1,959,445
売 上 総 利 益		1,281,536
販売費及び一般管理費		912,344
営 業 利 益		369,191
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	28,348	
受 取 配 当 金	68,520	
為 替 差 益	99,400	
そ の 他	60,903	257,172
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,344	
減 価 償 却 費	1,382	
そ の 他	138	8,866
経 常 利 益		617,498
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,172	5,172
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		622,671
法人税、住民税及び事業税	122,351	
法 人 税 等 調 整 額	28,350	150,701
当 期 純 利 益		471,969

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	2,400,000	1,325,728	3,759,612
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△ 150,613	△ 150,613
当期純利益						471,969	471,969
自己株式の取得							
自己株式の処分						△ 406,611	△ 406,611
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 85,255	△ 85,255
当 期 末 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	2,400,000	1,240,472	3,674,356

	株 主 資 本		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	△ 473,569	3,719,345	3,719,345
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△ 150,613	△ 150,613
当期純利益		471,969	471,969
自己株式の取得	△ 95	△ 95	△ 95
自己株式の処分	406,611	—	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）			—
当期変動額合計	406,516	321,260	321,260
当 期 末 残 高	△ 67,053	4,040,605	4,040,605

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については定額法）
無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
長期前払費用……………定額法
3. 引当金の計上基準
退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金……………役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。
製品保証引当金……………販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。
4. 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

④ ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益および費用の計上基準

当社は、自動車用サスペンション製品の開発、製造、販売を主な内容とした事業を展開しております。

このような業務またはサービスの提供を一体の履行義務と識別しております。

これらの履行義務については、自動車用サスペンション製品の販売においては顧客との契約に基づき、顧客が製品の支配を獲得した時点（主として当該製品の引渡時点）で履行義務が充足され、一時点で収益を認識しており、主として1か月以内に対価を受領しています。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から、当該商品または製品の支配が顧客への移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(代理人取引に係る収益認識)

物品の販売、サービスの提供等において、当社が主たる当事者として取引をおこなっている場合は収益を総額で、代理人として取引をおこなっている場合は収益を純額で収益を認識する方法に変更しております。

(受取ロイヤリティーに係る収益認識)

受取ロイヤリティーは、従来は営業外収益として認識していましたが、売上高として認識する方法に変更しております。

(有償支給取引に係る収益認識)

有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しないことといたしました。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識していません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基

準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は659,434千円減少し、売上原価は721,290千円減少し、営業利益は61,856千円増加しておりますが、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度に計上した金額 (単位:千円)

商品及び製品	494,567
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(会計上の見積りに関する注記)棚卸資産の評価」の内容と同一であります。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当事業年度15,002千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「減価償却費」は1,174千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保資産の内容およびその金額

建物	391,174千円
土地	1,070,533千円

(2) 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	595,376千円
長期借入金	465,632千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,628,599千円

3. 保証債務

(1) 次の子会社の金融機関の借入について、債務保証をおこなっております。

天御減振器製造（江蘇）有限公司 273,966千円

(2) 次の個人について、納税保証をおこなっております。

当社専務取締役 藤本吉郎 45,246千円

4. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権 409,166千円

短期金銭債務 165,338千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 1,333,915千円

営業費用 1,543,533千円

営業取引以外の取引高 186,599千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 206,506株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,458,687	69	1,252,250	206,506

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 1,252,250株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払賞与 22,919千円

役員退職慰勞引当金 82,117千円

退職給付に係る負債 49,582千円

その他 7,807千円

繰延税金資産小計 162,427千円

評価性引当額 △131,700千円

繰延税金資産合計 30,727千円

繰延税金資産の純額 30,727千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TEIN U. S. A. , INC.	所有 直接 100%	当社製品の 販売 役員の兼任 商標使用許 諾契約の 締結	当社製品の 販売	676,554	売掛金	97,806
				受取ロイヤ リティー	11,301	流動資産 その他	11,115
				受取 配当金	66,823	—	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TEIN UK INC.	所有 直接 100%	当社製品の販売 従業員の兼任	当社製品の販売	256,376	売掛金	74,668
				受取ロイヤリティー	3,939	流動資産 その他	5,346
				受取利息	105	—	—
子会社	天御減振器製造(江蘇)有限公司	所有 直接 100%	債務保証 資金の貸付 技術使用契約の締結 従業員の兼任	受取利息	28,176	流動資産 その他	203,611
				受取ロイヤリティー	65,696	関連会社 長期貸付金	642,661
				金融機関借入に対する債務保証(注3)	273,966	—	—
子会社	宿遷天野貿易有限公司	所有 間接 100%	当社製品の販売 原材料等の調達 従業員の兼任	当社製品の販売	164,205	売掛金	49,487
				原材料等の調達	1,527,943	買掛金	149,164

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場価格などを勘案して決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。
なお担保は受け入れておりません。
- (注3) 天御減振器製造(江蘇)有限公司の金融機関からの借入に対し、債務保証をおこなっております。
なお保証料は受け入れておりません。

個人

(単位：千円)

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	藤本 吉郎	被所有 直接 10.02%	当社 専務取締役	車両修繕費の立替	6,886	流動資産 その他	—
				債務保証(注1)	45,246	—	—

- (注1) 当社海外事業推進のため海外居住する藤本吉郎の保有する有価証券の出国税猶予の納税保証をおこなったものです。なお保証料は受け入れておりません。

収益認識に関する注記

連結注記表と同一であります。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 778円01銭
- 1株当たり当期純利益 90円87銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ティン
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 石 渡 裕一朗
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若 尾 典 邦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細

書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセス

の整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら

れる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ティン
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕一朗
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細

書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑

義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企

業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社ティン監査役会

常勤監査役	土	屋	雄	二	印
監査役	原		真	志	印
監査役	黒	木	一	郎	印
監査役	佐	藤	臣	夫	印

(注)常勤監査役土屋雄二、監査役原真志、監査役黒木一郎及び監査役佐藤臣夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。利益配当については年1回期末に配分することとし、各期の連結業績、配当性向および内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当をおこなうことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株あたり普通配当5円に、当期の業績結果を踏まえ、特別配当の31円を加えて、合計36円とさせていただきたいと存じます。

これにより期末配当金の総額は、186,965,784円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条 ↳ (条文省略)</p>	<p>第 1 条 ↳ (現行どおり)</p>
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>第14条</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>第16条 ↳ (条文省略)</p>	<p>第16条 ↳ (現行どおり)</p>
<p>第48条</p>	<p>第48条</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則) 第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6カ月を経過した日、もしくは施行日から6カ月以内に開催する最後の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 3. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、原真志氏は任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
くにさわえり 國澤絵里 (1977年9月9日生)	2000年3月 東京大学経済学部経済学科卒業 2008年11月 司法試験合格 2009年4月 最高裁判所司法研修所入所 2010年8月 弁護士登録 2010年9月 横浜ランドマーク法律事務所入所 2015年6月 LM総合法律事務所入所 2020年1月 同所パートナー弁護士就任 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者國澤絵里氏は、社外監査役候補者であります。
3. 國澤絵里氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い専門性を有しており、業務執行に対する適切な指導および監査をおこなえる人材であると判断できることに加え、多様性の観点から有益な意見や提言が期待できることから候補者としております。
4. 國澤絵里氏が社外監査役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地

神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室



交通 JR根岸線・石川町駅北口から徒歩3分です。

会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。